

○第153回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成25年6月21日（金） 14：00～16：11

議事概要

（1）動物用医薬品（フェノブカルブ、フルバリネート、ブロムフェノホス及びベダプロフェン）の食品健康影響評価について

・フェノブカルブ

審議の結果、「フェノブカルブの一日摂取許容量（ADI）として0.013 mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・フルバリネート

審議の結果、「フルバリネートの一日摂取許容量（ADI）として0.005 mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・ブロムフェノホス

継続審議とされた。

・ベダプロフェン

時間の関係上、次回以降に審議を行うこととされた。

フェノブカルブ

* 殺虫剤で、稲、小麦等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

フルバリネート

* 殺虫剤で、ばれいしょ、りんご等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、小麦、いんげんまめ等への適用拡大申請及び大麦、えんどう等へのインポートトランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

ブロムフェノホス

* 牛（搾乳牛を除く。）の肝蛭駆除に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

ベダプロフェン

* 馬の炎症に伴う痛みを軽減するために用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

